

松戸市総合教育会議傍聴要領

平成27年5月14日制定

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 傍聴席の数は、会議の都度、議長が会議室の収容人数等を考慮して定めるものとし、20席を目安とします。
- (2) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催日の会議開催予定時刻の10分前までに、会場受付で氏名及び住所等を記入してください。
- (3) 傍聴の受付は先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を締め切ります。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、事務局係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規程に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、会議を傍聴するにあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の議長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 その他

この要領に定めることのほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、議長が別に定める。